

住宅型有料老人ホーム有慈庵 運営規程

平成 20 年 2 月 1 日

運営規程

第1条（事業の目的）

この規程は、住宅型有料老人ホームの運営を行うにあたって、事業の運営について重要な事項をさだめたものであり、事業者がこの「運営規程」に従って事業の円滑な運営を行うとともに、利用者が施設においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことを目的とします。

第2条（運営の方針）

1. 本事業所は、利用者に対して、食事サービス、見守りサービス、健康管理サービス等を行うことにより利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援します。
2. 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努力し、利用者が必要とする適切なサービスを提供します。
3. サービスの提供は、利用者の同意のもとに実行します。
4. 利用者の個人情報の取り扱いについては、その利用目的を示し本人のあらかじめの同意を得て取り扱うものとし、個人情報保護法の精神に立って、個人情報の管理等に努めます。

第3条（従業者の職種、員数及び職務内容）

本事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は「重要事項説明書」の「サービスの内容」と「職員体制」に示します。

第4条（入所定員及び居室数）

入所定員は、20名、居室数は20室とします。

第5条（利用料及びその他の費用の額）

施設の利用及びサービス利用に関する利用料及びその他の利用者が負担する費用の額は「重要事項説明書」の「利用料」に示します。

第6条（緊急時における対応）

利用者の心身の状況に異変その他緊急事態が生じたときは、医師又は協力医療機関と連絡を取り、適切な対応をとります。

第7条（非常災害対策）

1. 非常災害が発生した場合、施設は「非常災害対策計画」又は「防災計画」に従い、利用者の避難等について適切な処置を講じます。
2. 非常時に備え、定期的に地域の協力機関と連携を図り、避難訓練等を行います。利用者の方も参加して実施します。
3. スプリンクラー、自動火災報知機、避難階段、誘導灯などの防災設備は法令に準拠しています。

第8条（運営懇談会）

運営懇談会に関しては、入居者と入居者の家族の声を事業に反映させるために毎年1回行います。但し、利用料金の改定等で運営懇談会が必要となった場合は随時行います。

第9条（健康管理）

入居者に対する日常的な健康管理においては常時の見守りを密にし、精神的にも肉体的にも苦痛がないように有意義かつ楽しい一日が過ごせるように配慮するものとします。基本的に週に一度、医療連携機関である医療法人中屋覚志会津田病院の看護師の訪問の際、入居者の日常生活における医療面からの指導、援助を受けます。

第10条（その他運営に関する重要事項）

1. その他運営に関する重要事項として、本事業所では、利用契約において事業者の守秘義務、損害賠償義務、苦情処理等について規程し、これらに従った対応を行います。
2. この規程に定める事項の他に、特定施設入所者生活介護サービスの提供について重要な事項が生じた場合には、事業者はその適切な対応を図り、利用者保護の観点に立って、問題の解決に当たるものとします。
3. 問題の対応策又は対応結果については、運営懇談会等において説明し、利用者の理解を得るように努めます。

付則 この規程は、平成20年2月1日から施行します。